始まります！

# 市・県民税（住民税）の申告

令和６年分の収入に関する確定申告や市・県民税の申告が始まります。申告が必要な人が申告をしなかった場合、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療・福祉などの手当や保育料の算定と判定が正確にできないことがあります。期限内に申告を済ませましょう。

【問】市民税課☎613-8497･613-8498　【広報ID】1049627

## 初めに確認しましょう

※このフローチャートは目安です。不明な点はお問い合わせください

**①給与**
- 収入が給与収入（パート・アルバイトを含む）のみであり、社会保険料控除や医療費控除、住宅ローン控除などで、**所得税の還付申告をする人**
- 年末調整をした給与以外に営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得が20万円を超えた人
- ２カ所以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた人

**②年金**
- 収入が公的年金のみであり、**所得税の還付や納付の申告をする人**
- 公的年金収入が400万円を超えた、または公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超えた人

**③その他**
- 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡など所得の合計額が、所得控除額の合計額を超えた人

①～③のすべてに該当しない ↓

①～③のいずれかに該当する → **確定申告が必要です → A へ**

※確定申告をする場合、市･県民税の申告は不要

## 市・県民税の申告が必要か確認してみましょう

令和7年1月1日現在、盛岡市に住民登録がある
- いいえ → 令和7年1月1日現在に住民登録がある市町村へ申告してください
- はい ↓

## 令和６年１月１日から12月31日までの収入状況を確認します

①収入がなかった、または非課税収入（遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当など）のみ

令和７年１月１日現在、盛岡市に住民登録がある親族が、あなたを扶養親族または、同一生計配偶者として申告している
- はい → **申告は不要です**
- いいえ → 市・県民税の申告が必要です

②収入が給与のみ、または給与と公的年金のみ
※「給与と非課税収入」の人も含む

会社で給与収入の年末調整を受けた
- いいえ → 市・県民税の申告が必要です
- はい → 年末調整を受けた会社以外から給与収入があった
  - はい → 源泉徴収票に記載されている控除の他に、追加したい控除がある。または、控除の内容に修正がある
    - ・扶養控除やひとり親・寡婦控除、障害者控除などの追加や修正がある
    - ・社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除などの追加がある
    - はい → 市・県民税の申告が必要です
  - いいえ → 源泉徴収票に記載されている控除の他に、追加したい控除がある。または、控除の内容に修正がある

③収入が公的年金のみ
※「公的年金と非課税収入」の人も含む

年金収入（年額）が次に該当する
昭和35年1月2日以降生まれ→101万5000円以下
昭和35年1月1日以前生まれ→151万5000円以下
※扶養・控除の追加や修正をしたい場合は「いいえ」へ
- いいえ → 源泉徴収票に記載されている控除の他に、追加したい控除がある。または、控除の内容に修正がある
- はい → **申告は不要です**

④営業や農業、不動産、公的年金以外の雑、一時、譲渡所得などの収入がある
※「上記の収入と給与や公的年金」の人も含む
- はい → 市・県民税の申告が必要です

**市・県民税の申告が必要です → B へ**　※確定申告をする場合は不要

**注意**　所得金額が記載された所得・課税証明書が必要な人は、申告してください。
- 申告すると証明書に所得金額（収入が無い場合は０円）が記載されます
- 主に公営住宅、扶養認定、就学支援金等の申請で証明書が必要となります

### 市・県民税の申告に必要なもの

□**市・県民税申告書**
□**マイナンバーと身元が確認できる書類**
□**前年中の収入が分かる書類**
- 給与や公的年金の源泉徴収票や報酬の支払調書など
- 収支内訳書（営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費、所得などをあらかじめ記入して持参してください）

□**所得控除の内容を証明する書類**
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料、寄附金、雑損失などの領収書や証明書
- 国民年金保険料や生命保険料、地震保険料の支払・控除証明書
- 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
- 医療費控除の明細書（申告者が作成して持参してください）



## A　確定申告が必要な人

【問】確定申告について
国税局電話相談センター　☎622-6141（音声案内）

### 1　自宅で、スマホ・パソコンなどで申告

「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成して送信できます

ホームページはこちら▶

### 2　申告書作成会場で、スマホ・パソコンなどで申告

日時：２月17日㈪～３月17日㈪、９時～16時
※土・日曜、祝日を除く。ただし３月２日㈪は開設
会場：アイーナ７階（盛岡駅西通一）

※無料駐車場はありません
※入場には入場整理券が必要です
LINE（ライン）で事前発行ができます　国税庁LINE公式アカウント二次元コード▶
※期間中、盛岡税務署（本町通三）には申告書作成会場を設けていません
※お持ちの人はマイナンバーカードと2種類のパスワードをご持参ください

## B　市・県民税の申告が必要な人

オンライン申告について詳しくは、次のページをご覧ください！

盛岡市オンライン申告推進キャラクター「もりぴ」

今年度から新たにスタート！

### 1　オンラインで申告

オンラインで市・県民税申告書の作成と提出ができます

### 2　郵送で申告

申告書はオンラインで作成の他、次の①・②の方法で入手できます

**①市ホームページからダウンロード**
※各様式は１月下旬に掲載予定
▲ホームページはこちら

**②次の配布場所で入手**　※配布・発送は１月24日㈮から
市役所本庁舎（本館２階エレベーターホール）／都南総合支所／玉山総合事務所／青山支所／太田支所／松園連絡所／繋支所／簗川支所／飯岡出張所／乙部出張所／玉山出張所／巻堀出張所／薮川出張所

### 3　相談会場で申告

※受け付けは、12時～13時の時間帯と土・日曜、祝日を除きます

| | 受付日 | 受付時間 | 会場（所在地） |
|---|---|---|---|
| 盛岡地域 | 2/4㈫ | ９時半～15時 | 松園地区公民館（東松園二） |
| | 2/5㈬ | ９時半～12時 | 松園地区公民館（東松園二） |
| | | | 上米内地区振興センター（上米内字中居） |
| | 2/6㈭ | ９時半～15時 | 太田地区活動センター（中太田深持） |
| | 2/7㈮ | ９時半～15時 | 西部公民館（南青山町） |
| | 2/10㈪ | ９時半～15時 | 中野地区活動センター（東安庭字小森） |
| | | 10時～11時半 | 根田茂地区コミュニティ消防センター（根田茂５） |
| | | 13時半～15時 | 砂子沢生活改善センター（砂子沢10） |
| | 2/12㈬ | 10時～12時 | つなぎ地区活動センター（繋字堂ケ沢） |
| | | ９時半～15時 | 青山地区活動センター（青山三） |
| | 2/13㈭ | ９時半～12時 | 青山地区活動センター（青山三） |
| | | | 北厨川老人福祉センター（厨川一） |
| | 2/14㈮ | ９時半～15時 | 仙北地区活動センター（仙北二） |
| | | ９時半～12時 | 簗川老人福祉センター（川目10） |
| | 2/17㈪ | ９時半～12時 | 土淵地区活動センター（前潟四） |
| | | 10時～12時 | 銭掛地区振興センター（新庄字銭掛） |
| | 2/18㈫ | ９時半～15時 | 本宮老人福祉センター（本宮四） |
| | 2/19㈬ | ９時半～15時 | みたけ老人福祉センター（みたけ三） |
| | 2/26㈬～3/17㈪ | ９時～15時 | 本庁舎８階大ホール（内丸） |

| | 受付日 | 受付時間 | 会場（所在地） |
|---|---|---|---|
| 都南地域 | 2/20㈭ | ９時半～15時 | 飯岡農業構造改善センター（下飯岡８） |
| | 2/21㈮ | ９時半～15時 | 乙部農業構造改善センター（乙部６） |
| | 2/28㈮～3/17㈪ | ９時～15時 | 都南分庁舎４階会議室（津志田14） |

| | 受付日 | 受付時間 | 会場（所在地） |
|---|---|---|---|
| 玉山地域 | 2/6㈭ | ９時半～15時 | 玉山地区公民館（日戸字鷹高） |
| | 2/7㈮ | ９時半～12時 | |
| | 2/10㈪ | 10時～15時 | 薮川地区公民館（薮川字外山） |
| | 2/18㈫～2/21㈮ | ９時半～15時 | 好摩地区公民館（好摩字野中） |
| | 3/5㈬～3/17㈪ | ９時半～15時 | 玉山総合事務所３階大会議室（渋民字泉田） |

- **所得税の確定申告は、アイーナが申告会場になります。**
- ※市・県民税の相談会場では、確定申告の内容によっては受け付けができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- **申告内容によっては長時間お待ちいただく場合や、受け付けの順番が前後する場合があります。**

### 会場にお越しになる皆さんへ

※会場へは公共交通機関をご利用ください

○会場の混雑状況により、入場を制限する場合があります。
○申告書の作成には、１時間以上かかる場合があります。必要書類を準備し、時間に余裕を持ってお越しください。

●**営業や農業、不動産所得のある人**は、資料不足や未計算などの理由により、申告が長時間にわたる場合があります。**「収支内訳書の書き方」や前年の控えを参考に、事前に収入や経費を整理・計算してからお越しください。**

【問】市・県民税の申告について：市民税課（市役所本庁舎２階）
☎613-8497・613-8498

### 無料で相談を受け付けます

東北税理士会盛岡支部主催の、税理士による税務相談会もご利用ください。**（要事前予約）**
※申告書の作成は行いません
**【日時】**２月１日㈯10時～15時40分
**【申し込み】**電話：専用☎050-2018-1150
１月６日㈪～29日㈬、９時半～16時半※土・日曜、祝日を除く
**【場所】**エスポワールいわて（中央通一）
**【問】**県税理士会館☎622-5160

東北税理士会盛岡支部のホームページはこちら▶